



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和2年10月1日 から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いい たします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D003(4)ア中「FEIA法」を「FEIA法又は LA法」に改める。
- 2 別添 1 第 2 章 第 3 部 第 1 節 第 1 款 D 0 0 3 (4) イ中「E L I S A 法、F E I A 法 又 は 金 コロイド 凝集 法」を「E L I S A 法、F E I A 法、金 コロイド 凝集 法、イムノクロマト 法 又 は L A 法」 に 改 め る。

イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として

測定する場合は、ELISA法、FEIA法又は金

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として

測定する場合は、ELISA法、FEIA法、金コ

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第1部·第2部 (略) 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D000~D002 (略) D000~D002 (略) D003 糞便検査 D003 糞便検査 $(1)\sim(3)$ (略) $(1)\sim(3)$ (略) (4) カルプロテクチン(糞便) (4) カルプロテクチン(糞便) ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎 ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎 症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断 症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断 補助を目的として測定する場合は、FEIA法又は 補助を目的として測定する場合は、FEIA法によ LA法により測定した場合に算定できる。ただし、 り測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症 腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少など が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3 の症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血 月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認めら 便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸 れない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑わ 疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として れる場合の内視鏡前の補助検査として実施するこ 実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報 と。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の 酬明細書の摘要欄に記載すること。 摘要欄に記載すること。

ロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により 測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に 1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を 診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ (略)

(5) (略)

コロイド凝集法により測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ (略)

(5) (略)